町名義の法定外公共物（里道、水路）の払下げ（売買）の流れ

ＳＴＥＰ１　まずは相談！ 建設課にお問い合わせください

「その土地を国が所有しており払下げができない」など、様々なケースがあります。
「時期は未定だが…」、「払下げ受けたいけど、金額次第かな…」という状況でもかまいません。
まずは役場に一言ご相談ください。

担当は 建設課 建設管理班です。
お気軽に TEL:0956-85-3383 へ。

町は、現場の立会いを行うなどして、払下げの問題点や守っていただく条件を確認します。
併せて、手続きの流れや費用負担、売買代金の概算等を説明します。

ＳＴＥＰ２　事前審査申請書を提出してください

諸条件を踏まえ、「払下げを受けたい」となれば、下記資料を提出してください。

- □様式第１号：法定外公共物払下事前審査申請書
- □位置図
- □現況平面図
- □計画平面図
- □地籍図
- □現況写真

書類や図面に「払下面積」や「分筆位置」を記入していいただきますが、
<u>この時点では、おおよその面積、位置で構いません。</u>
また、各種図面は対象土地の概要がわかる範囲で、併合、併記をしていただいて構いません。

町は、いただいた書類を審査し【申請手続開始通知書】を発行します。
その際、現場立会いや書類審査の結果を踏まえて、「許可条件」を付ける可能性があります。
（「里道の付替えを行ってください」「周辺関係者に説明し、同意書をもらってください」など）

ＳＴＥＰ３　払下申請書（本申請）を提出してください

【申請手続開始通知書】の「許可条件」をクリアできたら、下記資料をご提出ください。

- □様式第３号：法定外公共物払下申請書
- □計画平面図
- □地籍測量図
- □周囲の土地の登記簿謄本
- □隣接所有者、関係者の同意書
- □その他、特に指示する書類

分筆を行う場合には、土地家屋調査士による測量と、境界確認申請が必須になります。
<u>払下の範囲や面積が確定した図面で、本申請を提出してください。</u>

併せて、必要に応じて分筆登記や表示登記を行ってください。

町が申請書類の審査を行った後、両者で売買契約や所有権移転登記の手続きを行います。
売買契約…企画財政課から、売買契約書の説明を行います。
内容に納得いただけたら、土地売買契約を締結し代金をお支払いください。
登記手続…登録免許税などの登記関係費用をご負担いただきます。売買代金の入金確認後、
所有権移転登記を行います。